

# 長野県産業人材カレッジ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県産業人材育成支援センターが、長野県内企業の経営者、労働者等のスキル向上を目的とする講座を実施するために必要な事項を定めることとする。

(事業の名称)

第2条 講座全体を統合する事業名は「産業人材カレッジ」とする。

(講座の種類及び実施者)

第3条 長野県産業人材育成支援センターが実施する講座の種類及び目的は、次の各号とする。

- (1) スキルアップ講座 技術専門校及び工科短期大学校が、地域の企業ニーズに対応し、技術・技能等に関するスキルの向上や技能五輪選手育成の支援を目的として実施
- (2) 技術講座 長野県産業人材育成支援センターが、工業技術総合センターと協力し、技術・技能等に関するスキルの向上を目的として実施

2 長野県産業人材育成支援センター以外の者が実施する講座のうち、長野県産業人材育成支援センターの講座開催の趣旨に該当すると認めるものについて、実施者からの申請により、産業人材カレッジのリカレント・リスキリング講座として認定する。

(講座の実施方法等)

第4条 前条に掲げる講座は、次の各号に定める方法により実施する。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる講座  
「スキルアップ講座実施要領」に別途定める。
- (2) 前条第1項第2号に掲げる講座  
「技術講座実施要領」に別途定める。
- (3) 前条第2項に掲げる講座  
地理的条件、受講者の便宜等を考慮した時間帯や方法（昼間、夜間、隔日、連日、土日、オンライン等）により実施

2 実施する講座には、長野県産業人材カレッジ事業と標記することができる。

(講座の経費)

第5条 講座に係る経費のうち、長野県産業人材育成支援センターが負担するものは、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる講座に係る経費（受講者が負担する受講料等を除く）
- (2) 第3条第2項に掲げる講座のうち、「社会人の学び直しの場拡充支援事業補助金交付要綱」に別途定めるもの

(講座の受講者より徴収する費用)

第6条 講座の受講者より徴収する費用は、講座のコースごとに、実施者が定める。

(認定の申請)

第7条 長野県産業人材育成支援センター以外の者が産業人材カレッジの講座の認定を受けようとするときは、長野県産業人材カレッジ事業認定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(認定)

第8条 知事は、第7条の申請があった場合は、申請書の内容を審査し、認定を認めたときは、申請者に対して長野県産業人材カレッジ事業認定書（様式第2号）を交付するものとする。なお、同内容の講座を翌年度または翌々年度に開催する場合は、再度の申請は不要とする。

(受講証)

第9条 第3条第1項に該当する講座を修了した者に対して、修了証書又は受講証を交付する。

2 知事は、講座の実施者から申し出があった場合、第3条第2項に該当する講座を修了した者に対して、長野県知事名による受講証（様式第3号）を交付することができる。ただし、支障が無いものと知事が認めるときは、講座の実施者が定める任意の様式をもって代えることができる。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第8条なお書の規定については、令和3年度中に認定した講座から適用する。

(附則)

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。